

みなと Glocal 規約

(名 称)

1. 本会は、みなと Glocalと称する。

(目 的)

2. 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、外国にルーツも持つ児童を中心とした、子ども向けの学習支援及び生活支援等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

(活動内容)

3. 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 子供向けの学習支援活動
 - (2) 子供向けの生活支援活動
 - (3) その他、上記目的を達成するための活動

(事務所)

4. 本会の事務所は、東京都杉並区阿佐ヶ谷北5-6-9に置く。

(会 員)

5. 本会の目的に賛同する5人以上の会員により構成する。

(運営者)

6. 本会は代表者を含めて3人以上の運営者を置く。
運営者は毎月1回、会議を開き、活動の企画・運営方法について協議する。
本会運営者については、会員の互選により選出する。

(会計・財政・監査と報告)

7. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。
会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

8. この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定める。
ただし、会員の承認を得なければならない。

(付 則)

この規約は、令和4年7月4日から実施する。